

津市ホームページ広告掲載実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市がインターネット上に公開するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、市ホームページ内に表示される広告の画像が広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクしているものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式GIF（アニメーション及び透過GIFを除く。）又はJPEG
- (3) データ容量10KB以下

(広告の表現)

第4条 広告は、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれがないもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがないもの
- (3) 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
- (4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮したもの

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、次のとおりとする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) 入力できるように見えるもの
- (5) プルダウンメニュー

(6) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれがあるもの

(リンク先のホームページの基準)

第6条 リンク先のホームページが次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しないものとする。

(1) 要綱第3条第1項各号に該当するもの

(2) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの

(3) 前条第6号に該当するもの

(広告の掲載位置等)

第7条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページにおける所定の位置とする。

2 掲載する広告の枠数は、15枠以下とする。

(広告の掲載期間等)

第8条 広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、1月単位とし、12月を超えない期間とする。

2 広告を掲載する開始日及び終了日は、別に定める。

(広告の掲載料金)

第9条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり月額2万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第10条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、市ホームページ等により公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告の掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載の申込み)

第11条 申込者は、ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第12条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

(1) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告

(2) 前号に掲げるもの以外の広告

2 前項の順位が同一の場合は、掲載期間が長いものを優先する。

(広告案の費用負担等)

第13条 広告案の作成は、広告主の責任において行い、その費用は、広告主が負担するものとする。

(広告の掲載の決定等)

第14条 市長は、第11条の規定による提出があつた場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経て、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 第12条の規定による優先をした後もなお広告主が決定されないときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果をホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(掲載料金の納入)

第15条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、掲載期間中に広告のデザイン等の変更を希望するときは、変更を希望する日の1月前までに広告案を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更内容が第3条各号及び第4条各号に該当し、かつ、第5条各号のいずれにも該当しないときは、広告を変更することができる。

(リンク先のホームページの内容変更)

第17条 広告主は、掲載期間中にリンク先のホームページの内容を変更しようとするときは、変更する2週間前までに市長に変更内容を連絡しなければならない。

2 市長は、前項の変更内容が第6条各号のいずれかに該当するときは、広告主に対して内容の修正を求めることができる。

(広告の掲載の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。

(2) 前条第1項の規定による連絡をせず、かつ、リンク先のホームページが第6条各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前条第2項の規定による内容の修正を行わないとき。

(4) 掲載期間中に要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告の掲載の取下げ)

第19条 広告主は、市ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告に掲載の取下げを希望する日の1月前までに市長に申し出なければならない。

(掲載料金の返還)

第20条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料金を当該広告主に返還するものとする。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の返還は、掲載できなかつた日数に応じた額とするものとする。ただし、掲載できなかつた時間が連続24時間未満の場合は、掲載料金の返還は行わない。

3 前項の規定により返還する掲載料金には、利子は付さない。

4 第2項の規定により返還する掲載料金は、日割り(1月を30日と計算し、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(委任)

第22条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日)

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年1月16日)

1 この基準は、平成25年1月18日から施行する。

2 改正後の第8条第1項の規定は、この基準の施行の日以後に掲載を申し込む広告について適用し、同日前に掲載を申し込んだ広告については、なお従

前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 2 0 日）

この基準は、令和 2 年 4 月 2 0 日から施行する。

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）津市長

申込者 住所（所在地）
氏名（名称） ⑧
（代表者）
（担当者）
電話
FAX
E-mail

※団体（企業）にあつては、事業所の所在地及び名称と併せて代表者及び担当者名も記入し、社印等を押印してください。

津市広告掲載要綱及び津市ホームページ広告掲載実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

- 1 広告掲載希望枠数
枠
- 2 広告掲載希望期間（掲載期間は1月単位です。）
年 月 日から 年 月 日まで（ ヶ月）
- 3 広告の内容
広告案のデータを CD その他（ ）にて添付します。
- 4 リンク先ホームページの内容
- 5 リンク先URL
- 6 誓約事項
 - (1) 広告の内容は、津市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
 - (2) 申込者（広告代理店が申込者である場合は、広告主を含む。）は、津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当しないこと。
- 7 税調査に関すること
ホームページ広告の掲載申込みに当たって津市が、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を調査することに同意します。
- 8 裁判管轄
ホームページ広告の掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴することに同意します。

ホームページ広告掲載決定通知書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名）

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

- 1 決定区分 掲載する
掲載しない
理由
- 2 掲載枠数 枠
- 3 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ ヶ月）
- 4 掲載料金 金 円（20,000円× 枠× ヶ月）
※掲載料金には、消費税及び地方消費税が含まれています。
- 5 掲載料金納付期限 年 月 日まで